

令和7年6月15日執行

三浦市長選挙

結果調

三浦市選挙管理委員会

【このページは空白です】

は し が き

この結果調は、令和7年に執行された三浦市長選挙（6月15日執行）の結果を収録したもので、今後の参考資料となるように作成しました。

任期満了に伴う三浦市長選挙では、現職市長及び新人の計3名が立候補して選挙が行われました。前回（令和3年執行）は現職市長が無投票当選を果たし、今回は平成29年以来8年振りの有投票による選挙ということで注目を集め、投票率は44.00%で、平成29年執行時の38.90%を上回る結果となりました。

しかし、投票率では前回は上回ったものの、年齢層別に投票率の内訳を見ていきますと、依然として若年層の低下傾向が見られます。

なお、選挙の執行にあたり、市民の皆様をはじめ、各関係機関の特段のご配慮とご協力により、無事に選挙を終了することができました。

ここに深く感謝申し上げる次第であります。

令和7年9月

三浦市選挙管理委員会

目 次

1	選挙事務日程	1
2	投票結果に関する調	
(1)	選挙人名簿登録者数調及び当日有権者数調	14
(2)	有権者数・投票者数及び投票率調	14
(3)	投票者数調	14
(4)	時刻別投票状況調	15
(5)	投票区別投票者数及び投票率調	16
(6)	有権者数に対する投票者数の年齢別割合（グラフ）	17
(7)	投票者の年齢別構成比（グラフ）	17
(8)	仮投票調	18
(9)	点字投票調	18
(10)	不在者投票の受理・不受理調	18
(11)	不在者投票管理者別の不在者投票調	18
(12)	市内の不在者投票指定施設調（病院・老人ホーム等）	19
3	投票所に関する調	
(1)	投票所に使用した施設調	20
(2)	投票所設置場所	20
(3)	投票区の区域	21
4	候補者の届出等に関する調	
(1)	候補者数及び定数等調	22
(2)	候補者の住所・氏名等調	22
5	当選人等に関する調	
(1)	投票者総数、有効投票及び無効投票調	23
(2)	有効投票及び無効投票調	23
(3)	候補者別得票数調	23
6	選挙公営に関する調	
(1)	個人演説会調	24
(2)	ポスター掲示場調	25
(3)	選挙公報調	30
7	公費負担制度の概要	
(1)	趣旨と目的	31
(2)	対象となる経費	31
(3)	公費負担調	31
(4)	候補者別選挙運動費用の公費負担額調	32

8	供託金及び選挙運動費用等調	
(1)	供託金及び選挙運動費用の最高制限等調	32
(2)	選挙運動費用調	32
9	選挙の管理及び執行関係者調	
(1)	選挙長及び開票事務従事者に関する調	33
(2)	投票管理者及び投票事務従事者に関する調	33
(3)	立会人に関する調	33
10	市長選挙執行状況に関する調	34

《参考資料》

選挙啓発チラシ・選挙公報・市広報紙

< 凡 例 >

法	公職選挙法
令	公職選挙法施行令
執規	県公職選挙法令執行規程
在規	在外選挙執行規則
規程	市公職選挙法令執行規程
住基法	住民基本台帳法
国審令	国民審査法施行令
取基	公職選挙事務取扱基準
A報告	県選挙管理委員会等への報告（法令を根拠とするもの）
B報告	県選挙管理委員会等への報告（A報告以外の報告）
自治法	地方自治法
自治令	地方自治法施行令
市合特	市町村の合併の特例等に関する法律
地教法	地方教育行政の組織及び運営に関する法律

1 選挙事務日程

(1) 選挙期日等

告示日	投・開票日	任期満了
令和7年6月8日	令和7年6月15日	令和7年6月28日

(2) 日程表

(期 後) 日 前	月 日	曜日	処 理 事 項	関係法令
	11.20	水	選挙期日事前調整（理事→市長）	
	12.2	月	選挙期日事前調整（選管委員・1月定例会で諮る旨を事前相談）	
	12.10	火	三浦市民 2月号掲載依頼 1 選挙の日時について（選挙期日及び期日前投票期間）	
	12.10	火	（報 告） ・市長の任期満了届を県選管に提出（任期満了前60日まで）	法120-1
	12.13	木	・都道府県選挙と市長選挙の同時選挙の可否について通知受理（県選管より）	法120-3
157	1.9	木	○ 1月定例委員会 （議決事項） 1) 選挙人名簿から抹消する者を定めること 2) 選挙の期日及びこれを告示する日を定めること 3) 開票の事務と選挙会の事務を合同すること 4) 選挙会の日時及び場所を定めること 5) 選挙人名簿への登録について被登録資格の決定の基準となる日等を定めること （告 示） 1) 選挙人名簿への登録について被登録資格の決定の基準となる日等を定めること （報 告） 1) 選挙人名簿から抹消した者の通知（市長へ） ・選挙期日等報告書（県選管へ） ・選挙期日（投票日）について報道発表 1 立候補受付（告示日）施設使用の内諾 2 期日前投票所・投票所施設使用の内諾（区の施設は区長に連絡。学校施設は直近の校長会で説明。その他は各施設管理者と調整） 3 開票所施設使用の内諾 4 当選証書付与式会場の内諾 5 公用車使用の予約（財産管理課に依頼、デスクネットにて予約） 6 開票時駐車場（初声小・初声市民センター）使用の内諾 7 説明会等会場使用の内諾（市場会議室） 8 選挙期日及び選挙告示日についてホームページに掲載 9 デスクネットのインフォメーション及び部長会議により、選挙期日等を周知 10 三崎警察署刑事課に選挙期日等について電話にて連絡 11 防災無線放送依頼（防災危機対策室） 12 NTT東日本 住基回線工事事前調整	法28 法33 法79 法77・78 法22-3 法22-3・令14-2 住基法10
153	1.13	月	○ 投票所レイアウト、事務処理要領等見直し（2月下旬まで） ○ 選挙事務等業務委託準備（3月下旬まで） 1) 選挙事務補助（会計年度任用職員）雇用 2) 投票事務・期日前投票所事務・一般事務等（派遣委託）発注準備	

(期 後) 日 前	月 日	曜 日	処 理 事 項	関 係 法 令
153	1. 13	月	3) ポスター掲示場・啓発看板設置(撤去)業務委託発注準備 4) BPO投票所入場整理券作成業務委託発注準備 5) 開票所設営業務委託発注準備 ○ その他(3月下旬まで) 1) 久里浜郵便局との調整(投票所入場整理券発送日の確認) 2) レンタカー借上契約準備 3) 期日前投票所住基回線開通準備(ニナイテ) 4) 投票所器材の運送業務契約準備 5) 投票所携帯電話借上げ準備 6) 料金受取人払承認請求書提出(特例郵便等投票用)	
138	1. 21	火	・部長会議で選挙期日について報告	
138	1. 28	火	・校長会で学校施設を投票施設として借用することについて、説明	
132	2. 3	月	○ 2月定例委員会 (議決事項) 1) 選挙人名簿から抹消すべき者を定めること (報 告) 1) 選挙人名簿から抹消した者の通知(市長へ)	法28 住基法10
115	2. 20	木	・三浦市民4月号掲載依頼 1 選挙の日時・投票場所について 2 不在者投票制度について 3 立候補予定者事前説明会の開催について	
104	3. 3	月	○ 3月定例委員会(定時登録) (議決事項) 1) 選挙人名簿から抹消すべき者を定めること 2) 選挙人名簿に登録すべき者を定めること 3) 選挙人名簿登録者数の50分の1の数を定めること 4) 選挙人名簿登録者数の6分の1の数を定めること 5) 選挙人名簿登録者数の3分の1の数を定めること 6) 期日前・不在者投票所を定めること (告 示) 1) 選挙人名簿登録者数の50分の1の数の告示 2) 選挙人名簿登録者数の6分の1の数の告示 3) 選挙人名簿登録者数の3分の1の数の告示 (報 告) 1) 選挙人名簿、在外選挙人名簿登録者数の報告(県へ) 2) 選挙人名簿から抹消した者の報告(市長へ) 3) 選挙人名簿へ登録した者の報告(市長へ)	法28 法22-1 自治法74-1, 75-1, 市合特4-1, 5-1 市合特4-11, 5-15 自治法76-1, 80-1, 81-1, 86-1, 地教法8-1 法48-2(法39読替) 自治法74-1, 75-1 市合特4-11, 5-15 自治法76-1, 80-1, 81-1, 86-1, 地教法8-1 令22. A報告 住基10 住基10
103	3. 4	火	○ 期日前投票所投票管理者就任依頼のTEL(市職員OB) 3/4~3/7	
102	3. 5	水	○ 委託契約等発注準備(3月下旬まで)	
97	3. 10	月	・ポスター掲示場現地確認(3/14(金)まで)	
90	3. 17	月	・供託関係機関へ選挙期日等の周知 横浜地方法務局、日本銀行横浜支店長宛て	
90	3. 19	水	・防災危機対策室へ啓発用録音SDカード作成依頼(期日前用、当日用各2本)	
86	3. 21	金	・三浦市民5月号掲載依頼 1 選挙の日時・投票場所について 2 期日前投票所について	

(期 後) 前)	月 日	曜 日	処 理 事 項	関 係 法 令
71	3.24	月	・ 神奈川新聞社と選挙公報打合せに係る日時を調整	
77	3.30	日	・ 後援団体の寄附の禁止期間（任期満了の日前90日から選挙期日まで）	法199の5
74	4.2	水	・ 立候補予定者事前説明会日程 報道発表 ・ 久里浜郵便局への事前説明会出席要請依頼 ・ タクシーの配車依頼（当日用）：京急タクシー ※参院選も含めて依頼	
73	4.3	木	<p>○ 4月定例委員会 （議決事項）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 選挙人名簿から抹消する者を定めること 2) 投票所を定めること 3) 投票用紙の様式を定めること 4) 選挙長及び同職務代理人を選任すること 5) 登録の移替えの延期を定めること（5月19日（※）から選挙期日まで） ※5月19日の時点で選挙人名簿を作成するため。また、BPO日程確認中 6) 不在者投票用紙等の告示日前発送開始日を定めること 7) 不在者投票用外封筒等の委員会印を刷込みとすること 8) 標旗、選挙運動員章（腕章）及び乗車・乗船章（腕章）の地色を定めること 9) 自動車・船舶用表示板及び拡声機用表示板の地色を定めること 10) 選挙運動用ビラ証紙の地模様及び色を定めること 11) 候補者の氏名等の掲示の順序を定めるくじの日時及び場所を定めること 12) ポスター掲示場の様式を定めること 13) ポスター掲示場の掲示区画数を定めること 14) ポスター掲示場の表示・注意欄の下に接する区画を選挙啓発のために使用すること 15) ポスター掲示場を設置する場所を定めること 16) 選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めること 17) 選挙公報を新聞折込みにより配付すること 18) 政治活動用自動車表示板の地色を定めること 19) 政治活動用ポスター証紙の地模様及び色を定めること <p>（報 告）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 選挙人名簿から抹消した者の報告（市長へ） <p>○ 業務委託の発注</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 投票事務・期日前投票所事務・一般事務等（派遣委託）発注 2) 投票所入場整理券作成業務委託発注（BPO） 3) 開票所設営業務委託発注 4) レンタカー借上げ手配 5) NTT東日本 住基回線工事発注（ニナイテ） 6) 開票所におけるゴミの処分について業者へ依頼 <p>○ 投票管理者等への依頼</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 期日前投票管理者・職務代理人の依頼 2) 期日前・不在者投票所立会人の依頼（承諾書提出依頼） 3) 投票管理者・職務代理人の依頼 4) 投票立会人の依頼（承諾書提出依頼） 	<p>法28 法39 法45-2 法75、令81 令17 令53-1、59の4-4 規則8、10、10の5 規程6、25、26 規程5 規程15-3 法175-3 ポスター規程2 ポスター規程2-2 ポスター規程7 法144の2-8、令111 公報規程7 公報条例6-2 規程35 規程37 住基10</p>
67	4.9	水	・ 読売センター三崎へ選挙公報配付依頼	
66	4.10	木	・ 市長選挙立候補予定者事前説明会開催通知文の発送 現職及び立候補予定者へ通知（現職及び選管へ問い合わせがあった者へ） 併せて報道関係者への周知（市長報告）	

(期 後) 日 前	月 日	曜 日	処 理 事 項	関 係 法 令
65	4. 11	金	<p>○ 諸用紙・諸物品の調製、発注 (25日 (金) まで)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 投票用紙 (点字含む) 2) 不在者投票 内封筒・外封筒 3) 郵便投票用内封筒、郵便代理投票用内封筒 4) 候補者用表示板 (標旗・運動員腕章・乗車証腕章・自動車表示板・拡声機表示板・旗さお) 5) 選挙運動用ビラ証紙 6) 政治活動用自動車表示板、政治活動用証紙 7) 立候補届関係用紙 (書類ケースの発注含む) 8) 開票所臨時複写機設置依頼 9) 電話交換 (臨時職員雇用) 依頼 10) 携帯電話借上げ 投票所用21台 11) 投票所用機材搬送業者選定・発注 <p>○ 庁内打合せ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 期日前投票所投票管理者職務代理者及び本部事務事前調整依頼 (人事課) 2) 市民協働課へ選挙啓発用の広報車依頼 3) 秘書担当へ報道業務依頼 	
62	4. 14	月	<p>○ 諸用紙・諸物品の調製、発注</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 候補者のしおり、選挙公報のしおり、公費負担のしおり 2) 公費負担マニュアル、確認団体のしおり 3) 投票録、選挙録、票せん 4) 投票事務処理要領、開票事務処理要領の作成 5) 本部事務処理要領、本部職員業務分担表 (告示日用) の作成 6) 期日前投票・不在者投票事務処理要領の作成 7) 啓発物品 (横断幕・自動車側面パネル・ティッシュペーパー) 発注 8) ポスター掲示場設置場所一覧表の作成 9) 期日前投票所、投票所配付物品一覧表 10) 従事者配置表作成 (期日前投票所、投票所、開票所) 本部事務事前調整 (人事課) を出す前に決めておく必要あり 11) ポスター掲示場、横断幕等啓発物設置場所使用許可申請書提出 県土木事務所、県住宅営繕事務所施設管理課、東部漁港事務所、三崎警察署、市土木課、財産管理課、法務局、水道部、商工会議所、その他民間各位 ・直接請求署名収集の禁止 (任期満了の日前60日から選挙期日まで) の告示 署名収集禁止期間 4月29日～6月15日 <p>○ 関係機関との打合せ (25日 (金) 頃まで)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 郵便局との打合せ <ol style="list-style-type: none"> ① 投票所入場整理券 (投票所案内) の搬入及び配付日 ② 投票日当日の不在者投票の最終送致時刻 ③ 選挙運動用はがきの配付 (告示日受付の確認) <p>○ 会計年度任用職員勤務開始</p>	<p>自治法74-7 自治令92-4</p>
61	4. 15	火	<p>○ 関係機関との打合せ (25日 (金) 頃まで)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 携帯電話借上げ依頼 2) 複写機臨時設置依頼 (開票所) 3) 神奈川新聞社との選挙公報印刷打合せ 4) 選挙公報新聞折込み業者委託、折込み日 (6/10頃) 調整 5) 選挙公報保管場所の依頼 駅、農協、漁協、病院、老人施設、市民センター等 	

(期 後) 前)	月 日	曜 日	処 理 事 項	関 係 法 令
61	4.15	火	6) 弁当、飲み物発注（期日前、選挙期日用） 7) 選挙立会人依頼（民生委員児童委員協議会会長） 8) 候補者名簿（点字）作成の事前調整：（社）光友会	
58	4.18	金	・立候補予定者事前説明会用紙、諸物品準備及び内部打合せ ・個人演説会場の使用予定表提出依頼 ○ 関係機関との打合せ（25日（金）頃まで） 1) 三崎警察署との打合せ ① 違法選挙運動の取締り、違反文書等への警告 ② 投・開票所の警備 ③ 選挙運動用自動車の制限外積載等許可等の手続き (選挙運動用自動車は、警察の許可（書面審査）を得れば制限外積載・設備外積載が可能)	令118
55	4.21	月	・ポスター掲示場設置（撤去）業務委託発注 ・三浦市民6月号掲載依頼 1 選挙の日時・投票場所について 2 期日前投票所について ・投票管理者報酬支給の協議……三浦市長等へ ・事務従事者の協議・依頼（告示日・投票日当日の兼務書記含む） ・投票立会人の依頼（承諾書提出依頼）民生委員総会時 ・投票所施設管理者に投票所の借用と承諾書の返送を依頼	
54	4.22	火	・立候補届出日(6/8)応援依頼（人事課・法制文書課）	
45	5.1	木	○ 5月定例委員会 （議決事項） 1) 選挙人名簿から抹消すべき者を定めること 2) 選挙人名簿への登録を行う日を定めること （告 示） 1) 登録の移替えを延期する期間の告示 延期する期間 5月19日～6月15日 （報 告） 1) 選挙人名簿から抹消した者の報告（市長へ） 2) 在外選挙人名簿の登録の通知（本籍地及び経由領事館） ・期日前投票事務従事者（職務代理者）説明会の開催通知 ・期日前投票管理者説明会の開催通知の発送	法28 法22-1 令17 住基10 住基台法17-2-2、法30-6-5
44	5.2	金	・立候補予定者事前説明会 出席希望者申出期限	
39	5.7	水	・告示日における市場駐車場の借用依頼 ・不在者投票指定施設説明会用資料、諸物品準備及び内部打合せ	
38	5.8	木	・立候補予定者事前説明会 市場7階大会議室 10時～12時 1陣営2名程度 ・立候補予定者事前説明会出席者の報道発表（三崎港報、農協、日刊水産経済新聞社、 J：COM湘南、横須賀市政記者クラブ）	
37	5.9	金	（株）ムサシ 計数機12台、票読取機1台 点検	
33	5.13	火	・不在者投票指定施設へ事務処理要領等の発送	
27	5.19	月	・事前審査（5月19日～29日） ・BPO投票入場整理券データ作成（NEC立会） 17:30～ データ作成後、福島印刷（株）へデータ送信	
23	5.23	金	・啓発物品（横断幕・自動車側面パネル・ティッシュペーパー）納品 ・期日前投票所用・投票所用物品点検袋詰め（不足品発注） ・立候補届出日(6/8)応援依頼（人事課・法制文書課）再確認	

(期 後) 前)	月 日	曜 日	処 理 事 項	関 係 法 令
23	5.23	金	・期日前投票事務従事者説明会（投票管理者向け）15：00～ 市場7階大会議室 ・投・開票事務従事者説明会の開催通知 ・期日前投票事務従事者説明会（職務代理者）開催をデスクネットインフォメで周知	
22	5.24	土	・期日前投票事務従事者説明会（委託職員向け①）10：00 市場7階大会議室	
20	5.26	月	・郵便による不在者投票該当者（在宅投票）へ請求書送付 ・候補者表示物等交付物品、諸用紙類点検・袋詰め ・期日前投票事務従事者説明会（職務代理者向け）13：30～ 市場7階大会議室 ・期日前投票所の弁当手配 ・選挙公報印刷依頼（1回目）	
19	5.27	火	・期日前投票事務従事者説明会（委託職員向け②）18：00～ 市場7階大会議室	
18	5.28	水	・BPO投票所入場整理券の納品 ・投・開票事務従事者の協議・依頼（市長、市議会、監査、農業委員会、市立病院） ・投票管理者の報酬に対する営利企業等の従事制限許可の申請 （市長、教育長、農業委員会会長、病院、監査、議会）	
17	5.29	木	・投票所入場整理券の発送準備（点字・失権者及び死亡者の引抜） ・投票所入場整理券の発送（午前中に三浦・南下浦郵便局へ）	
16	5.30	金	（告 示） 1) 選挙人名簿の登録の移替えを延期する期間の告示（5/19～6/15） ・選挙管理委員会より選挙立会人の依頼 （選挙立会人の届出を予定している者が現時点で2名だったため）	令17 法62-9
15	5.31	土	・投票所用機材準備作業 8:30～ ガレージ ・投票事務従事者説明会（委託職員向け①）13：00 市場7階大会議室	
14	6.1	日	・投票所用機材準備作業（予備日）	
13	6.2	月	○ 6月定例委員会（定時登録） （議決事項） 1) 選挙人名簿から抹消すべき者を定めること 2) 選挙人名簿に登録すべき者を定めること 3) 在外選挙人名簿から抹消すべき者を定めること 4) 選挙人名簿登録者数の50分の1の数を定めること 5) 選挙人名簿登録者数の6分の1の数を定めること 6) 選挙人名簿登録者数の3分の1の数を定めること 7) 期日前投票管理者及び同職務代理者を選任すること 8) 期日前投票立会人を選任すること 9) 投票管理者及び同職務代理者を選任すること 10) 投票立会人を選任すること （告 示） 1) 選挙人名簿登録者数の50分の1の数の告示 2) 選挙人名簿登録者数の6分の1の数の告示 3) 選挙人名簿登録者数の3分の1の数の告示 （報 告） 1) 選挙人名簿、在外選挙人名簿登録者数の報告（県へ） 2) 選挙人名簿から抹消した者の報告（市長へ） ・投票管理者、同職務代理者選任通知 ・期日前投票所の投票管理者、同職務代理者選任通知 ・投票立会人選任通知 ・期日前投票所投票立会人選任通知	法28 法22-2 法30-11 自治法74-1, 75-1, 市合特4-1, 5-1 市合特4-11, 4の2-15 自治法76-1, 80-1, 81-1, 86-1, 地教法8-1 法37-2読替、令24-1 法38-1読替 法37-2、令24-1 法38-1 自治法74-1, 75-1, 市合特4-1 市合特4-11, 5-15 自治法76-1, 80-1, 81-1, 86-1, 地教法8-1 令22. A報告 住基10

（期 後） （日 前）	月 日	曜 日	処 理 事 項	関 係 法 令
13	6.2	月	<ul style="list-style-type: none"> ・投・開票事務従事者の委嘱、通知 ・選挙管理委員会兼務書記任命通知 ・開票用諸用紙の作成 開票速報票、開票速報表（掲示用）、関係書類の準備（選挙録、集計表等） ・選挙公報の原稿（第1回）を神奈川新聞社へ提出 ・投・開票事務従事者委嘱（期日前投票事務従事者も含む） ・投・開票・本部事務説明会の通知（同上） ・ポスター掲示場設置完了 ・投票所入場整理券の配達開始（郵便局） 枚数を確認し、郵便料金算定後、法制文書課で後納郵便の手続き ・広報車による啓発依頼（財産管理課） 	
12	6.3	火	<ul style="list-style-type: none"> ・期日前投票システムデモ期間（6/4～6/5） ・啓発ティッシュ配付（明推協） 10:00～ベイシア 	
11	6.4	水	<ul style="list-style-type: none"> ・期日前投票用紙の算出・梱包 ・公用車への選挙啓発パネル掲示依頼 ・NTT東日本 住基回線工事（ニナイテ） 	
10	6.5	木	<ul style="list-style-type: none"> ・ポスター掲示場設置場所の図面及びび一覧表事前交付 一覧表 5部、図面 2部（受領者より受領書徴す）立候補予定者への配付 	
9	6.6	金	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙公報原稿（最終）提出、校正（神奈川新聞社） ・期日前投票所用・投票所用物品再点検 ・立候補届出リハーサル（人事課、法制文書課） ・投票所入場整理券の配達完了（郵便局） 	令31-1
8	6.7	土	<p>◎ 選挙時登録基準日・登録日</p> <p>○ 臨時委員会（市場7階小会議室） （議決事項）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 選挙人名簿から抹消すべき者を定めること 2) 選挙人名簿に登録すべき者を定めること 3) 在外選挙人名簿に登録する者を定めること 4) 選挙人名簿登録者数の50分の1の数を定めること 5) 選挙人名簿登録者数の6分の1の数を定めること 6) 選挙人名簿登録者数の3分の1の数を定めること 7) 選挙運動用の支出制限額を定めること <p>（告 示）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 選挙人名簿登録者数の50分の1の数の告示 2) 選挙人名簿登録者数の6分の1の数の告示 3) 選挙人名簿登録者数の3分の1の数の告示 4) ポスター掲示場設置場所の告示 5) ポスター掲示場に選挙運動用ポスターの掲示を開始できる日の告示 <p>（報 告）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 選挙人名簿、在外選挙人名簿登録者数の報告（県へ） 2) 選挙人名簿から抹消した者の報告（市長へ） <ul style="list-style-type: none"> ・立候補者受付事務会場準備及びリハーサル（市場7階大会議室） ・不在者投票事前発送開始 ・候補者用交付物品再点検 ・携帯電話納品（期日前投票所配付準備等） 	<p>法28</p> <p>法22-2</p> <p>法30-11</p> <p>自治法74-1, 75-1, 市合特4-1, 5-1</p> <p>市合特4-11, 4の2-15</p> <p>自治法76-1, 80-1, 81-1, 86-1, 地教法8-1</p> <p>法194、令127</p> <p>自治法74-1, 75-1</p> <p>市合特4-11, 5-15</p> <p>自治法76-1, 80-1, 81-1, 86-1, 地教法8-1</p> <p>法144の2-4</p> <p>令22. A報告</p> <p>住基10</p>

(期 後) 日 前	月 日	曜 日	処 理 事 項	関 係 法 令
7	6.8	日	<p>◎ 告示日</p> <p>(告 示)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 選挙期日の告示 2) 期日前・不在者投票所の場所の告示 3) 投票所の場所の告示 4) 投票用紙の様式の告示 5) 選挙長及び同職務代理者の選任の告示 6) 期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者選任の告示 7) 投票管理者及び同職務代理者選任の告示 8) 開票事務と選挙会事務合同の告示 9) 選挙会の日時及び場所の告示 10) 標旗、乗車、乗船章、選挙運動員章の地色の告示 11) 自動車・船舶用表示板及び拡声機用表示板の地色の告示 12) 選挙運動用ビラ証紙の地模様、色の告示 13) 候補者の氏名等の掲示の順序のくじ施行の日時及び場所の告示 14) 選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所の告示 15) 政治活動用自動車表示板の地色の告示 16) 政治活動用ポスター証紙の地模様及び色の告示 17) 選挙運動用費用の支出制限額の告示 <p>(選挙長告示)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 選挙長の執務場所の告示 2) 選挙立会人くじ施行の日時、場所の告示 3) 候補者届出の告示 <p>(公 告)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 供託物取扱機関指定の公告 <p>(報 告)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 期日前投票所投票管理者及び同職務代理者選任の報告 (選挙長へ) 2) 投票管理者及び同職務代理者選任の報告 (選挙長へ) 3) 期日前投票所の場所の告示 (選挙長、投票管理者へ) 4) 投票所の場所の報告 (選挙長、投票管理者へ) 5) 選挙会の日時、場所の報告 (選挙長へ) <ul style="list-style-type: none"> ・選挙人名簿の印刷・作成 (期日前投票所4 + 本部1 = 5部) ・選挙人名簿の閲覧等中止 (選挙期日後5日まで) ・期日前投票所の設営 (第2分館市民交流スペース、南下浦コミュニティセンター、初声市民センター、三浦市民交流センター) ・啓発用立看板設置 (各期日前投票所前) ・横断幕掲出 (本庁、初声市民センター、引橋、三浦海岸駅) (営繕班) ・広報車による啓発開始 <p>◎ 候補者届出の事務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 立候補届出の受理 午前8時30分～午後5時 市場7階大会議室 <ol style="list-style-type: none"> ① 届出順序のくじの施行 午前8時30分 ② 届出を受理したときの告示 ③ 候補者届出の報告 (委員長へ) ④ 通称認定をした場合の認定書の交付 ⑤ 候補者に関する通知 (照会) 【その1】 ア 住所地・本籍地の市区町村長に対する通知 (照会) 	<p>法33-5</p> <p>法41-1読替</p> <p>法41-1</p> <p>法45-2</p> <p>令81</p> <p>令25読替</p> <p>法37, 令24, 25</p> <p>法79-2</p> <p>法78</p> <p>規程6</p> <p>規程5</p> <p>規程15</p> <p>法175-3</p> <p>公報規程7</p> <p>規程35</p> <p>規程37</p> <p>法196</p> <p>法78</p> <p>法76準用62-6</p> <p>法86の4-11</p> <p>法28の2-1</p> <p>法86の4-1, 2</p> <p>法270</p> <p>法86の4-11</p> <p>〃</p> <p>令89-5準用、令88-9</p> <p>令92-11</p>

(期 後) 日 前	月 日	曜 日	処 理 事 項	関 係 法 令
7	6.8	日	<p>イ 住所地・本籍地が同一の市である場合の市町村長に対する通知（照会）</p> <p>ウ 住所地の市区町村選挙管理委員会に対する通知（照会）</p> <p>⑥ 候補者に関する通知（照会）【その2】 通知受理後→投票管理者へ</p> <p>2 候補者届出事項の異動届出受理（あれば）</p> <p>① 同上を受理した時の告示</p> <p>② 候補者に関する通知 選挙管理委員会へ（選挙長から） 住所地の市区町村長及び選挙管理委員会へ</p> <p>③ 候補者に関する通知 通知受理後→投票管理者へ</p> <p>3 候補者辞退届出受理（あれば）午後5時まで</p> <p>4 候補者死亡の通知（あれば）ただちに</p> <p>① 候補者辞退、死亡、却下の告示</p> <p>② 同上の報告（委員会へ）</p> <p>③ 候補者に関する通知（委員会へ）</p> <p>④ 当該候補者に対する届出却下通知</p> <p>⑤ 候補者に関する通知 通知受理後→投票管理者へ</p> <p>5 諸用紙、諸物品の交付</p> <p>① 候補者表示物</p> <p>② 選挙運動用ビラ証紙交付票・ビラ証紙</p> <p>③ 候補者となってから必要な書類</p> <p>6 諸証明書の交付</p> <p>① 選挙運動用通常葉書使用証明書・差出票</p> <p>② 新聞広告掲載証明書</p> <p>③ 選挙運動費用の支出制限額告知書</p> <p>7 公費負担確認書（選挙運動用自動車、ポスター、選挙運動用ビラ）の交付</p> <p>8 諸届の受理</p> <p>① 選挙事務所設置（異動）届出</p> <p>② 出納責任者選任（異動）届出</p> <p>③ 報酬を支給する者の届出</p> <p>④ 選挙立会人届（6月12日まで）</p> <p>⑤ 公営施設使用の個人演説会等開催届出受理 （公営施設使用の場合のみ開催日の2日前まで）</p> <p>ア 個人演説会等施設管理者に通知</p> <p>イ 個人演説会等開催可否の通知 施設管理者→委員長、当該候補者（選管経由）</p> <p>ウ 個人演説会等開催不能の通知（当該候補者へ選管経由）</p> <p>⑥ 選挙公報掲載申請書</p> <p>⑦ 公費負担契約届出書</p> <p>⑧ 選挙運動用ビラ届出書（ビラ2枚添付）</p> <p>9 確認団体政治活動関係</p> <p>ア 政治団体確認申請の受理及び確認書の交付</p> <p>イ 政治活動用自動車表示板の交付</p> <p>ウ 政治活動用ポスター証紙交付</p> <p>エ 政談演説会告知用立札、看板類表示板の交付</p> <p>オ 政治活動用ビラ届出</p> <p>カ 政党（政治団体）の機関紙誌届出</p> <p>キ 政談演説会開催届出</p>	<p>令92-11準用</p> <p>令92-11準用</p> <p>令92-11準用</p> <p>法86の4-10</p> <p>令92</p> <p>法86の4-11</p> <p>法86の4-11</p> <p>令92-11準用</p> <p>令92-11準用</p> <p>法142-1-⑥</p> <p>法130-2</p> <p>法180-3, 182-1</p> <p>法197の2-5</p> <p>法76, 令82</p> <p>法163, 令112, 規程19</p> <p>令115</p> <p>令117-1</p> <p>令114-1</p> <p>条例（選挙公報）</p> <p>条例（公費負担）</p> <p>規程14</p> <p>法201の9-3, 規程33</p> <p>法201の11-3, 規程35</p> <p>法201の11-4, 規程37</p> <p>法201の11-8, 規程39</p> <p>法201の9-1, 規程40</p> <p>法201の15-1, 規程42</p> <p>法201の11-2, 規程34</p>

(期 後) 日 前	月 日	曜 日	処 理 事 項	関 係 法 令
7	6.8	日	<p>10 候補者届出締切時（17：00）定数を超えないとき</p> <p>① 無投票である旨の告示</p> <p>② 無投票の通知（期日前投票管理者、期日前投票立会人、職務代理者、当日投票管理者、当日投票立会人、職務代理者へ）、報告（選挙管理委員会へ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選挙公報掲載順序のくじ施行 17：05 顛末書作成 最終校正（神奈川新聞社）→ くじの結果を電話連絡、FAX送信、電子メール ・候補者氏名等掲載順序のくじ施行 17：20 顛末書作成 候補者氏名掲示（期日前投票所用）作成・印刷 （選挙公報及び候補者氏名等掲載順序のくじは選挙管理委員会事務室で実施） ・候補者名簿（点字）作成依頼 依頼先：（社福）光友会 ・立候補者名簿送付（持参） 三崎警察署刑事課、警備課、郵便局（FAX：046-835-4052） ・立候補届出状況に関する報告 県選管へ 	<p>法100-4 法100-5</p> <p>規程（公報）</p> <p>法175-3</p> <p>B報告23, 23の2</p>
6	6.9	月	<p>○ 期日前投票・不在者投票開始（6月14日まで）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期日前投票所候補者氏名等掲示開始 ・期日前投票受付事務職員（委託職員）勤務開始 ・補充立候補届出受理開始（選挙期日前3日まで） ・選挙公報印刷立会・受領（神奈川新聞社綾瀬工場） 11,500部印刷 受領後 読売センター三崎（竹村氏）へ搬入（9,500部） ・投票立会人を投票管理者へ通知（期日前3日まで） ・投票立会人へ参会通知（期日前3日まで） ・選挙事務所距離制限（投票所300m以内）地図作成 ・投票所用器材配送業者打合せ ・投票管理者、投票立会人、選挙長、選挙立会人の報酬支給を会計課に依頼 ・公用車による啓発開始 ・不在者投票用紙等を郵便局へ持込み 9:00 ・選挙立会人に選任・参会の通知（選挙長）※翌日持参 	<p>法175-2</p> <p>法86の4-6</p> <p>令27 法38-1 法132</p>
5	6.10	火	<ul style="list-style-type: none"> ・公営施設使用の個人演説会開始（申込6月12日（木）まで、開催6月14日（土）まで） ・選挙公報新聞備え置き依頼（庁内、出張所、駅、農協、漁協ほか） ・選挙公報を新聞未購読者へ郵送 ・候補者氏名掲示（当日投票所用）印刷 ・当選証書作成（候補者分を印刷） ・投票所諸器材の運搬について業者と打合せ ・投票事務従事者説明会（投票管理者・職務代理者）13：30（市場7階大会議室） ・投票事務従事者説明会（委託業者向け②）18：30（市場7階大会議室） 	<p>法163</p>
4	6.11	水	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便による不在者投票の投票用紙等の請求期限 ・選挙公報配付（新聞折込み）・・・6月12日（木）まで ・選挙公報据置き場所へ配架 ・開票事務説明会 13：30（市場7階大会議室） ・候補者氏名掲示（当日投票所用）投票区毎に袋詰め ・投票用紙（当日投票所用）梱包 ・投票所用器材、諸物品の最終チェック 	<p>法49-2, 令59の4-1</p>
3	6.12	木	<ul style="list-style-type: none"> ・補充立候補届出最終日（期日前3日まで） ・選挙立会人選任届出最終日（期日前3日まで） ・選挙立会人選任くじ施行 17：20（市場7階小会議室） 	<p>法86の4-6</p> <p>法62-1, 76, 令69, 82-1</p> <p>法76</p>

（期 後） 日 前	月 日	曜 日	処 理 事 項	関 係 法 令
3	6.12	木	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙立会人の着席順序を定めるくじ施行（市場7階小会議室） ・期日前投票中間チェック ・本部事務説明会 15:00 本館4階会議室 人事課、法制文書課、市民協働課、秘書担当、兼務書記 	
2	6.13	金	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙公報配付完了 ・投票管理者、立会人等の報酬（前渡金）受領・袋詰 ・投票所用器材を各投票所へ搬入 午前中（委託業者） ・投票所用諸物品の配付 第2分館4階 15:00 ・公用車借用（カギ） 17:30 ・人事課（速報班）へ届けるもの 投票速報用紙 投票状況速報（時間別） 当日有権者調（15日朝配付） 投票所一覧表（携帯電話番号）（15日朝配付） ・防災無線放送依頼（防災危機対策室）再確認 15:00～複写機設置（業者） 	法170-1
1	6.14	土	<p>○ 期日前投票・不在者投票最終日（終了後集計） 20:00</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選挙事務所距離制限（300m）の連絡 選挙事務所異動（廃止）届の受理 ・兼務職員（4名） 8:30～ ・第6（名向）及び第17（初声）投票所へのスロープの設置（本部事務職員） ・公用車ガソリン給油（本部事務職員） ・期日前投票所Aカード回収（13時項複数回に分けて（本部事務職員）） ・開票物品準備（票せん、イチゴパックなど） ・当日有権者数調作成 ・期日前投票状況の最終集計 ・システム前日処理（NECネクサ立会） 20:00～ ・選挙人名簿（当日投票所用）印刷・製本 20:00～ ・当日渡し投票所物品最終確認（名簿、投票用紙、諸用紙類ほか）（全員） 	法48の2、49、令4章の4、5章 法132
0	6.15	日	<p>◎ 選挙期日（投票日・開票日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・案内看板（開票所看板含む）の設置（委託業者） → 6:30までに ・選挙当日用諸用紙等の配付（6:00～）選管事務室・引橋駐車場 ア 投票用紙 イ 選挙人名簿抄本（第2投票区：在外選挙人名簿） ウ 投票箱等送付書（1） エ 当日有権者数調等 ・投票所から300m以内の選挙事務所確認、閉鎖命令（引橋へ向かう車中から確認） <p>○ 臨時委員会（市場7階小会議室） （議決事項）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 選挙人名簿から抹消すべき者を定めること （報告） 1) 選挙人名簿から抹消した者の報告（市長へ） <p>○ 投票開始 7:00</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 当日有権者数調を8:00までに人事課へ 2) 期日前投票者数を8:00までに人事課へ 3) 開票所設営（法制文書課職員、委託業者）8:30～ 計数機 8台、投票用紙読取機 1台、複写機、関係書類、 物品の確認・点検（票せん、参観人名簿、梱包用ダンボール箱1ヶ、その他消耗品） 	法134 法28 住基法10 法40

(期 後) 日 前	月 日	曜 日	処 理 事 項	関 係 法 令
0	6.15	日	<p>4) 投票状況の速報 投票所 → 本部（人事課） → 速報担当（人事課）</p> <p>5) 投票率低下地域へ啓発宣伝 広報車巡回（市民協働課）</p> <p>6) 防災無線放送 11:00と18:00の2回（防災危機対策室）</p> <p>7) 期日前、不在者投票所（初声出張所・チェルシーみうら）撤去 午前中：営繕班</p> <p>8) 不在者投票を指定投票区（第2投票区）の投票管理者へ送致 （選挙管理委員会事務局が文化スポーツ課隣会議室で処理、送致）</p> <p>9) 不在者投票調の写しを人事課へ送付（確認用）</p> <p>10) 投票管理者・投票立会人へ報酬の支給事務処理</p> <p>11) 選挙管理委員会委員投票所巡回（2班に分かれて投票所巡視）13:00</p> <p>12) 投票録、投票箱等受付準備</p> <p>・開票所（潮風アリーナ）の準備 開票所設営 配置等の詳細指示：法制文書課 8:30～ 開披台、計数機等の運搬：委託業者 （9:00オーバースライダー及び9:15選管事務所から10:00アリーナへ） 開票所の床シート張・机等設置作業：委託業者（9:00～） 15:00設営完了 15:00～物品、票せん等配置（選管職員） 17:30～投票用紙読取機設置、動作確認等（ムサシ）</p> <p>○ 投票終了 20:00</p> <p>1) 期日前投票所の投票箱を選挙長へ送致（19:15選管職員が開票所へ）</p> <p>2) 投票箱等を選挙長へ送致</p> <p>3) 残余の投票用紙等を委員長へ送致</p> <p>4) 投票録の受理</p> <p>5) 選挙人名簿の受理</p> <p>・投票所用器材撤収各投票所から物品回収 → オーバースライダー・分館4階へ （回収：委託業者 受取：選管職員・本部事務職員）</p> <p>○ 開票開始 21:00 潮風アリーナ 選挙会</p> <p>1) 選挙録の作成</p> <p>2) 選挙録等の送付（選挙長→委員会へ）</p> <p>3) 選挙長・選挙立会人へ報酬の支給</p> <p>4) 当選人の決定報告 委員会へ （告 示）</p> <p>○ 当選人と決定した者への告知並びに住所及び氏名の告示 （当選人の報告受理後ただちに） ※実務的には翌日朝一で告示</p>	<p>令60、61、規則14</p> <p>法40 法55、令49の10、49の11、取基10 法55、取基10 取基8・3号様式</p> <p>法65 法77 法83、規則14 令85</p> <p>法101の3-1</p> <p>法101の3-2</p>
(1)	6.16	月	<p>・開票結果報告（選挙録の写し添付） 県選管へメール 9:30までに</p> <p>・当選人決定の告知 当選人へ</p> <p>・当選証書付与の通知 当選人へ</p> <p>・選挙人名簿登録の移替え開始</p> <p>・公費負担関係請求書受領開始</p> <p>・啓発用看板、投票所案内看板撤去（委託業者）</p> <p>・横断幕の撤去 ※設置・撤去の写真（営繕班）</p> <p>・期日前、不在者投票所（第2分館・ニナイテ）撤去（営繕班）</p> <p>・開票所（潮風アリーナ）の撤去（委託業者）</p> <p>・廃棄物回収処分（潮風アリーナ、オーバースライダー）（委託業者・選管職員立会）</p>	<p>B報告24、24-2</p> <p>法101の3-2</p> <p>法105</p> <p>令17</p>

(期 後) 前)	月 日	曜 日	処 理 事 項	関 係 法 令
(1)	6.16	月	<ul style="list-style-type: none"> ポスター掲示場撤去（委託業者） 6/22まで 投・開票所用諸物品の整理 投票所スロープ撤去（兼務書記） 選挙公報BOXの回収（兼務書記） 複写機撤去 午前中（業者） 携帯電話返却 	
(2)	6.17	火	<ul style="list-style-type: none"> 当選証書の付与（受領書を徴す） 本館4階委員会室 10:00～ 当選証書の付与の報告 → 知事、県選管、三浦市長へ 	法105, 規則15 法108-1, A報告10
(5)	6.20	金	<ul style="list-style-type: none"> 選挙運動公費負担分支払い 	
(6)	6.21	土	<ul style="list-style-type: none"> 選挙人名簿閲覧開始 	法28の2、28の3
(14)	6.29	日	<ul style="list-style-type: none"> 選挙の効力に関する異議の申出期限 (選挙期日から14日以内、最終日が休日の場合は、その翌日) 	法202-1 法270の3
(15)	6.30	月	<ul style="list-style-type: none"> 当選の効力に関する異議の申出期限 (当選人決定の告示の日から14日以内、最終日が休日の場合は、その翌日) 選挙運動費用収支報告書（第1回）の提出期限 (選挙期日から15日以内) 	法206-1 法270の3 法189-1
(16)	7.1	火	<ul style="list-style-type: none"> 選挙運動用収支報告書要旨公表の方法の告示 選挙運動用収支報告書要旨の公表 	法192-2 法192-1, 規則24
	以降		<ul style="list-style-type: none"> 供託物の返還通知、請求に基づき供託証明書の返還 ※当選確定後 供託物市帰属通知 没収点……有効得票総数の10分の1 選挙（当選）の効力に関する異議の申出書補正命令 選挙（当選）の効力に関する異議の申出受理報告（県選管へ） 選挙（当選）の効力に関する異議の申出受理審査のための物件提出要求 選挙（当選）の効力に関する異議の申出受理審査のための検証通知 選挙（当選）の効力に関する異議の申出に対する決定 (申出を受けた日から30日以内) 同上の決定をしたとき決定書の交付、決定要旨の告示、決定報告 同上の決定をした旨を県選管へ報告 選挙（当選）無効の報告 	法92、令93 法93 法216準用不服審査法23 法202, 206, B報告28 法216準用不服審査法28 法216準用不服審査法29 法213 法215 B報告29 法107, 108, A報告13

2 投票結果に関する調

(1) 選挙人名簿登録者数調及び当日有権者数調 (登録日：令和7年6月7日)

性別	選挙時登録における選挙人名簿登録者数	補正登録者数(登録の移替えによる者を含む)	抹消された者(登録の移替えによる者を含む)の数	選挙人名簿登録者数	失権者の数	選挙当日の有権者数
男	16,964	0	30	16,934	209	16,725
女	18,345	0	28	18,317	184	18,133
計	35,309	0	58	35,251	393	34,858

(2) 有権者数・投票者数及び投票率調

性別	選挙当日の有権者数	投票者数	棄権者数	投票率(%)
男	16,725	7,243	9,482	43.31
女	18,133	8,094	10,039	44.64
計	34,858	15,337	19,521	44.00

(3) 投票者数調

ア 点字投票・代理投票・仮投票調

点字投票				代理投票				仮投票
当日投票所	期日前投票所	不在者投票	計	当日投票所	期日前投票所	不在者投票	計	
1	0	0	1	9	14	0	23	0

イ 期日前投票の比率

期日前投票者数 (A)	当日有権者数 (B)	投票者総数 (C)	(A) / (B) %	(A) / (C) %
6,955	34,858	15,337	19.95	45.35

ウ 不在者投票の比率

不在者投票者数 (A)	当日有権者数 (B)	投票者総数 (C)	(A) / (B) %	(A) / (C) %
168	34,858	15,337	0.48	1.10

(4) 時刻別投票状況調

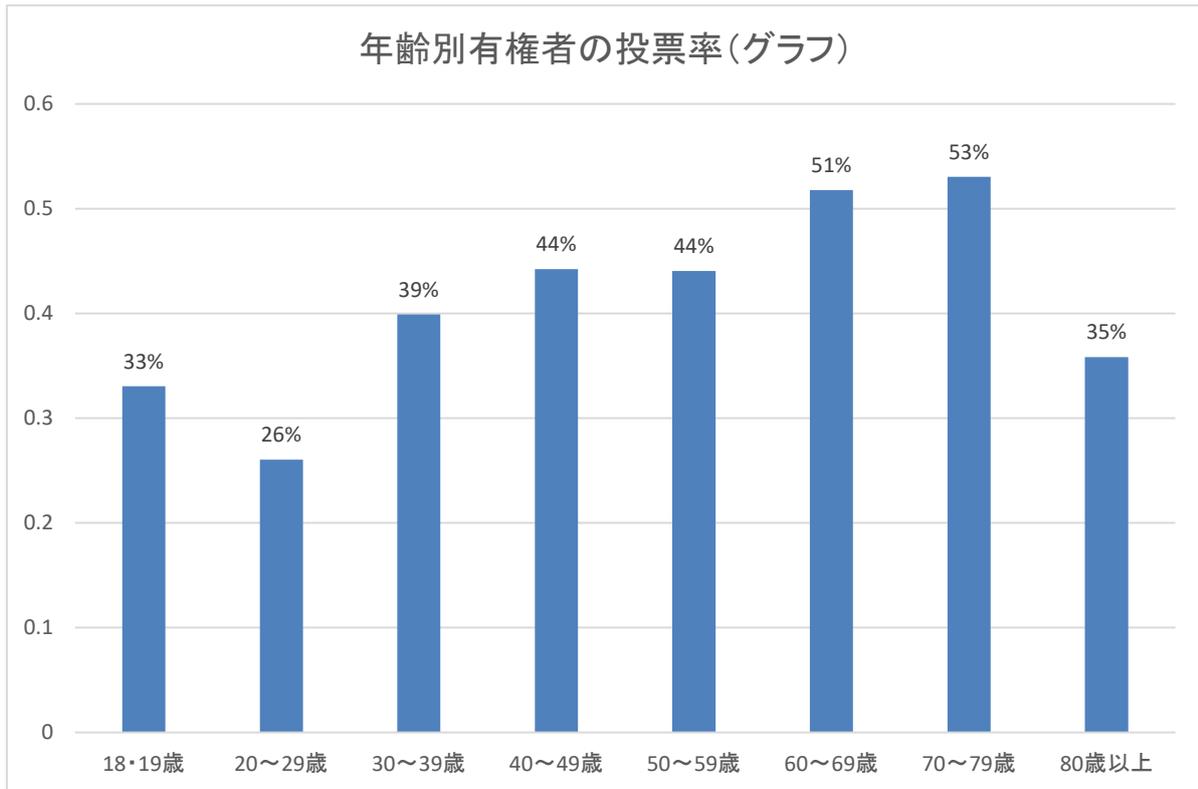
時刻別 \ 性別	男		女		計	
	投票者数	投票率(%)	投票者数	投票率(%)	投票者数	投票率(%)
10時00分	315	1.88	245	1.35	560	1.61
11時00分	630	3.77	520	2.87	1,150	3.30
14時00分	2,011	12.02	1,890	10.42	3,901	11.19
16時00分	2,766	16.54	2,613	14.41	5,379	15.43
18時00分	3,495	20.90	3,372	18.60	6,867	19.70
19時30分	3,925	23.47	3,822	21.08	7,747	22.22
20時00分	4,152	24.83	4,062	22.40	8,214	23.56
不在者投票	60	—	108	—	168	—
期日前投票	3,031	—	3,924	—	6,955	—
確定	7,243	43.31	8,094	44.64	15,337	44.00

(5) 投票区別投票者数及び投票率調

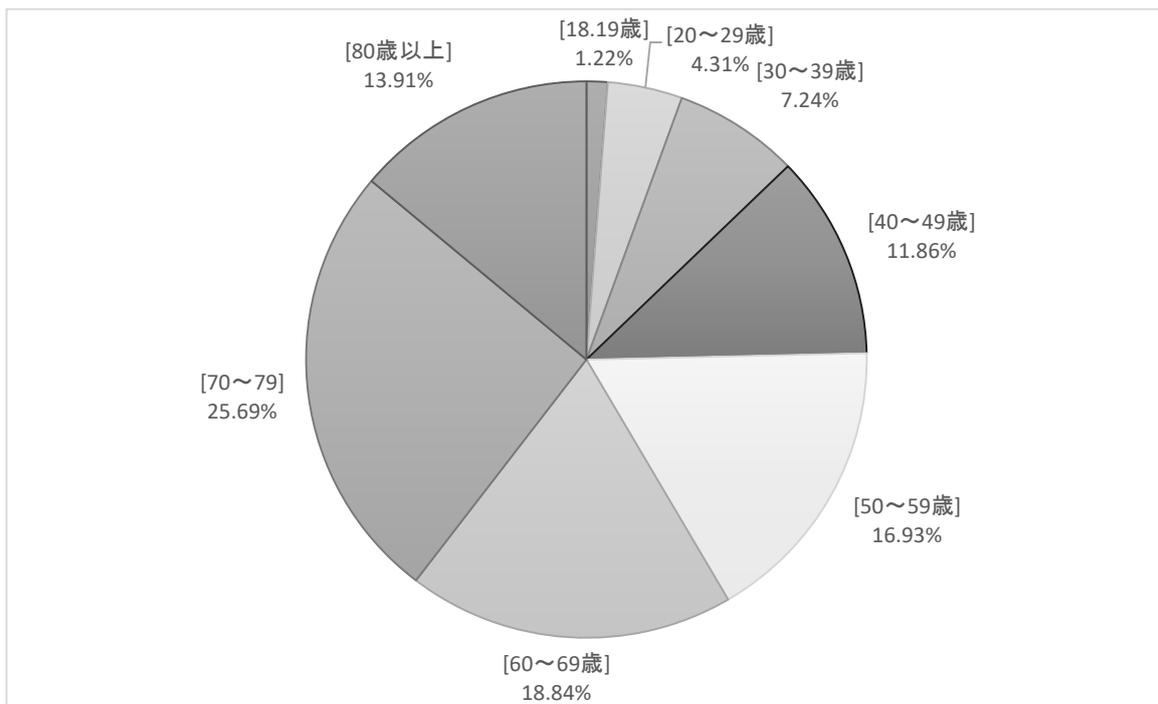
投票区	投票所施設名称	当日有権者数(人)			投票者数(人)			投票率(%)		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	仲崎会館	371	402	773	110	129	239	29.65	32.09	30.92
2	三浦市役所第2分館 1階市民交流スペース	666	738	1,404	160	155	315	24.02	21.00	22.44
	不在者投票者数	—	—	—	60	108	168	—	—	—
	計	666	738	1,404	220	263	483	33.03	35.64	34.40
3	白石区歌舞島会館	469	496	965	136	121	257	29.00	24.40	26.63
4	尾上町コミュニティ ホール	907	1,125	2,032	260	254	514	28.67	22.58	25.30
5	小網代会館	509	513	1,022	121	124	245	23.77	24.17	23.97
6	名向小学校体育館	1,396	1,513	2,909	327	361	688	23.42	23.86	23.65
7	岬陽小学校体育館	1,567	1,741	3,308	434	481	915	27.70	27.63	27.66
8	田中区会館	588	593	1,181	137	135	272	23.30	22.77	23.03
9	城ヶ島区民センター	158	174	332	61	60	121	38.61	34.48	36.45
10	旭小学校体育館	1,398	1,492	2,890	291	256	547	20.82	17.16	18.93
11	上宮田小学校体育館	2,684	2,922	5,606	542	501	1,043	20.19	17.15	18.61
12	菊名区民会館	508	532	1,040	159	148	307	31.30	27.82	29.52
13	金田区民会館	600	629	1,229	181	171	352	30.17	27.19	28.64
14	旧剣崎小学校体育館	530	536	1,066	173	162	335	32.64	30.22	31.43
15	大乘区民会館	180	165	345	72	52	124	40.00	31.52	35.94
16	三戸消防団詰所	314	310	624	100	102	202	31.85	32.90	32.37
17	初声小学校体育館	1,489	1,693	3,182	347	357	704	23.30	21.09	22.12
18	高円坊区会館	229	244	473	47	37	84	20.52	15.16	17.76
19	和田の里区会館	1,043	1,031	2,074	230	196	426	22.05	19.01	20.54
20	三浦市民交流センター ニナイテ	1,119	1,284	2,403	264	260	524	23.59	20.25	21.81
	小計	16,725	18,133	34,858	4,212	4,170	8,382	25.18	23.00	24.05
	期日前投票	—	—	—	3,031	3,924	6,955	—	—	—
	合計	16,725	18,133	34,858	7,243	8,094	15,337	43.31	44.64	44.00

※ 第2投票区は指定投票区

(6) 年齢別有権者の投票率 (グラフ)



(7) 投票者の年齢別構成比 (グラフ)



(8) 仮投票調

総 数	事 由 に よ る 内 訳		受 理 ・ 不 受 理 に よ る 内 訳	
	投票の拒否の決定を受けた選挙人において不服がある場合	投票立会人において異議のある場合	受理したもの	受理しなかったもの
0	0	0	0	0

(9) 点字投票調

総 数	内 訳	
	有 効	無 効
1	1	0

(10) 不在者投票の受理・不受理調

投票管理者において受理と決定し、かつ拒否の決定をしなかったもの	投票管理者において不受理又は拒否と決定したもの			合 計
	開票管理者において受理と決定したもの	開票管理者において不受理と決定したもの	計	
168	0	0	0	168

(11) 不在者投票管理者別の不在者投票調

	件 数
選挙人の属する市町村の選挙管理委員会委員長に対してなしたものの	0
業務地又は旅行地の市町村の選挙管理委員会委員長に対してなしたものの	0
船長に対してなしたものの	0
病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長又は労災リハビリテーション作業所の長に対してなしたものの	159
刑事施設の長又は留置施設の留置業務管理者に対してなしたものの	0
少年院の長又は婦人補導院の長に対してなしたものの	0
特定国外派遣組織の長に対してなしたものの	0
南極地域調査組織の長に対してなしたものの	0
法第49条第2項による郵便等投票によるもの	9
合 計	168

(12) 市内の不在者投票指定施設調 (病院・老人ホーム等)

	名 称	所 在 地
1	三浦市立病院	岬陽町4-33
2	福井記念病院	初声町高円坊1040-2
3	老人保健施設なのはな苑	初声町高円坊1040-2
4	医療法人眞仁会老人保健施設なぎさ	南下浦町上宮田1308
5	美山ホーム	初声町下宮田1846
6	社会福祉法人聖隷福祉事業団高齢者世話ホーム油壺エデンの園	三崎町諸磯1500
7	ソノラス・コート油壺	尾上町18
8	社会福祉法人啓生会特別養護老人ホームはまゆう荘	三崎町諸磯1411-1
9	介護付有料老人ホームツクイ・サンシャイン三浦	三崎2-21-14
10	介護付有料老人ホームはなことば三浦	諏訪町3-5
11	株式会社日本ライフデザイン介護付有料老人ホーム油壺マリーナヒルズ	三崎町諸磯1523-1
12	SOMPOケアそんぼの家三浦	白石町21-15
13	介護老人福祉施設ケアホーム三浦	初声町下宮田3516-1
14	特別養護老人ホーム遊楽の丘	南下浦町上宮田3451
15	かしこ三崎口	初声町下宮田169-1

3 投票所に関する調

(1) 投票所に使用した施設調

投票所数		内 訳				借上料を要した投票所数
		市役所	学 校	公会堂	そ の 他	
当 日	20	1	6	0	13	13
期日前	4	1	0	0	3	0

(2) 投票所設置場所

ア 当日（選挙期日）における投票所

投票区	投票所施設名等	所 在 地
第 1 投票区	仲崎会館	三崎2丁目13番18号
第 2 投票区	三浦市役所第2分館1階市民交流スペース	城山町1番1号
第 3 投票区	白石区歌舞島会館	白石町21番31号
第 4 投票区	尾上町コミュニティホール	尾上町4230番201
第 5 投票区	小網代会館	三崎町小網代1286番地47
第 6 投票区	名向小学校体育館	三崎町諸磯65番地
第 7 投票区	岬陽小学校体育館	岬陽町10番1号
第 8 投票区	田中区会館	晴海町3番24号
第 9 投票区	城ヶ島区民センター	三崎町城ヶ島411番地
第 10 投票区	旭小学校体育館	南下浦町上宮田950番地
第 11 投票区	上宮田小学校体育館	南下浦町上宮田3040番地
第 12 投票区	菊名区民会館	南下浦町菊名162番地1
第 13 投票区	金田区民会館	南下浦町金田1018番地2
第 14 投票区	旧剣崎小学校体育館	南下浦町松輪1710番地
第 15 投票区	大乘区民会館	南下浦町毘沙門1539番地1
第 16 投票区	三戸消防団詰所	初声町三戸1089番地
第 17 投票区	初声小学校体育館	初声町下宮田3728番地
第 18 投票区	高円坊区会館	初声町高円坊1092番地
第 19 投票区	和田の里区会館	初声町和田2631番地1
第 20 投票区	三浦市民交流センター ニナイテ	初声町下宮田5番地16

イ 期日前投票所

設置期間：6月9日～14日

投票所施設名等	所 在 地	投 票 時 間
三浦市役所第2分館1階市民交流スペース	城山町1番1号	午前8時30分～午後8時
南下浦コミュニティーセンター2階多目的室2	南下浦町上宮田3258番地4	
三浦市初声市民センター1階ホール	初声町入江200番地	
三浦市民交流センター ニナイテ	初声町下宮田5番地16	午前9時30分～午後8時

(3) 投票区の区域

投票区	区 域
第 1 投票区	三崎1丁目～4丁目・5丁目（1番1号～2番9号及び2番22号～3番1号）
第 2 投票区	城山町・東岡町・天神町
第 3 投票区	白石町・海外町（1番1号～12番18号、16番1号～16番28号、4228番地4）・三崎5丁目（2番10号～2番21号及び4番1号～）
第 4 投票区	尾上町・諸磯（400～799番地、1000番地～） ・海外町（13番1号～15番77号、17番1号～）
第 5 投票区	小網代（133～202番地、600～610番地、953～999番地、1024～1867番地）
第 6 投票区	諸磯（1～399番地、800～999番地）・小網代（1～132番地、203～599番地、716番地、1002～1023番地、2084～2199番地）
第 7 投票区	栄町・原町・岬陽町・宮川町・六合（2番地～）
第 8 投票区	諏訪町・向ヶ崎町・晴海町
第 9 投票区	城ヶ島
第 10 投票区	上宮田（1～1367番地）
第 11 投票区	上宮田（1368番地～）
第 12 投票区	菊 名（1～1229番地、1270番地～）
第 13 投票区	金 田（1～1500番地、1701番地～）
第 14 投票区	松 輪
第 15 投票区	毘沙門
第 16 投票区	三 戸（101番地～）
第 17 投票区	下宮田（642～981番地、1078番地～）・入江（第19投票区地域を除く）
第 18 投票区	高円坊
第 19 投票区	和田・入江（49～57番地、72～73番地、80～127番地）
第 20 投票区	小網代（2200番地～）・菊名（1230～1269番地）・三戸（1～100番地） ・金田（1501～1700番地）・下宮田（1～641番地、982～1077番地） ・六合（1番地）

4 候補者の届出等に関する調

(1) 候補者数及び定数等調

候補者数	定数	競争率
3	1	3.00

(2) 候補者の住所・氏名等調

届出 受理 番号	届出 年月日	届出 の別	ふりがな 候補者の氏名	性別	本籍	住 所	生年月日 (満年齢)	党 派	職 業	新現 元別
1	令和7年 6月8日	本人 届出	よしだ 吉田 ひでお (吉田 英男)	男	神奈 川県	神奈川県三浦市 南下浦町上宮田 3437番地	昭和31年 6月3日 (満69歳)	無所属	三浦市長	現
2	令和7年 6月8日	本人 届出	でぐち かいち 出口 嘉一 ()	男	神奈 川県	神奈川県三浦市 三崎町諸磯1390 番地1	昭和57年 3月21日 (満43歳)	無所属	無職	新
3	令和7年 6月8日	本人 届出	あきば しゅんじ 秋葉 俊二 ()	男	千葉 県	千葉県柏市豊四 季266番地9 フォーシーズン 103号	昭和43年 12月16日 (満56歳)	無所属	株式会 社秋葉 塾 会長兼 CEO	新

※候補者の氏名欄の () 内は、通称使用認定がある場合の戸籍名を記載

5 当選人等に関する調

(1) 投票者総数、有効投票及び無効投票調

投票者総数	有効投票数	無効投票数	無効投票率 (%)	持ち帰りと思 われる票	不受理と決 定した票
15,337	15,112	225	1.47	0	0

(2) 有効投票及び無効投票調

投票者総数 (イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ)			15,337
投票総数 (イ)+(ロ)			15,337
有 効 と 決 定 し た も の	一般有効投票		15,112
	法第68条の2 該当のもの	同条第4項により按分したもの	0
		いずれの候補者にも属しないもの	0
	計 (イ)		15,112
無効投票 (ロ)			225
	所定の用紙を用いないもの		0
	候補者でない者又は候補者となることができない者の氏名を記載したもの		11
	2人以上の候補者の氏名を記載したもの		0
	被選挙権のない候補者の氏名を記載したもの		0
	候補者の氏名のほか、他事を記載したもの		3
	候補者の氏名を自書しないもの		0
	候補者の何人を記載したかを確認し難いもの		10
	白紙投票		137
	単に雑事を記載したもの		51
	単に記号、符号を記載したもの		13
そ の 他	持ち帰りと思われる票 (ハ)		0
	不受理と決定した票 (ニ)		0

(3) 候補者別得票数調

得票順位	候補者氏名	党派	新現元	得票数	当落別
1	出口 嘉一	無所属	新	7,782	当
2	吉田 ひでお	無所属	現	6,562	落
3	秋葉 俊二	無所属	新	768	落

6 選挙公営に関する調

(1) 個人演説会調

ア 会場数調

法第161条第1項第1号の学校及び公民館の数		法第161条第1項第2号の公会堂の数	法第161条第1項第3号の市の選挙管理委員会の指定した施設の数					合計
学校	公民館		社 寺	農業協同組合	商工会議所	その他	計	
14	1	1	0	0	0	4	4	20

イ 公営施設個人演説会会場調

	施設名	住 所	法第161条第1項		
			第1号	第2号	第3号
1	三浦幼稚園	南下浦町上宮田479番地	○		
2	椿の御所幼稚園	向ヶ崎町11番地1号	○		
3	三崎小学校	三崎1丁目20番32号	○		
4	岬陽小学校	岬陽町10番1号	○		
5	名向小学校	三崎町諸磯65番地	○		
6	初声小学校	初声町下宮田3728番地	○		
7	上宮田小学校	南下浦町上宮田3040番地	○		
8	南下浦小学校	南下浦町菊名1096番地	○		
9	旭小学校	南下浦町上宮田950番地	○		
10	三崎中学校	三崎町六合45番地1	○		
11	初声中学校	初声町下宮田3622番地	○		
12	南下浦中学校	南下浦町金田206番地	○		
13	三浦初声高等学校入江キャンパス	初声町入江274番地2	○		
14	三浦初声高等学校和田キャンパス	初声町和田3023番地1	○		
15	初声市民センター	初声町入江200番地	○		
16	三浦市民ホール	三崎5丁目3番1号		○	
17	上宮田団地集会所	南下浦町上宮田2946番地			○
18	三浦市総合体育館	初声町入江169番地			○
19	三浦市三崎水産物地方卸売市場大会議室	三崎5丁目245番地7			○
20	勤労市民センター	天神町4番19号			○

公職選挙法第161条第1項第1号…学校及び公民館（社会教育法第21条に規定する公民館をいう。）

第2号…地方公共団体の管理に属する公会堂

第3号…第1号及び第2号以外に市の選挙管理委員会の指定する施設

ウ 会場使用回数調

施 設 の 使 用 回 数						合 計	
法第161条第1項 第1号の学校及び 公民館		法第161条第1項 第2号の公会堂		法第161条第1項 第3号の市の選挙 管理委員会の指 定した施設			
公費負担	候補者負担	公費負担	候補者負担	公費負担	候補者負担	公費負担	候補者負担
1	0	1	0	1	0	3	0

(2) ポスター掲示場調

ア ポスター掲示場数

有権者数 面積 区分	1千人未満			1千人～5千人未満		5千人～1万人未満		合 計
	2k㎡ 未満	2k㎡ ～4k㎡	4k㎡ ～8k㎡	4k㎡ 未満	4k㎡ ～8k㎡	4k㎡ 未満	4k㎡ 以上	
投票所数	3	3	0	13	0	1	0	20
掲示場設置数	15	17	0	91	0	8	0	131

イ ポスター掲示場段数等

段 数	区 画 数
2	5

ウ ポスター掲示場設置場所

投票区	設置数	図面表示番号	設置場所	
第1投票区	5	1-1	三崎1丁目13番7号	日の出会館前ガードレール
		1-2	三崎1丁目19番1号	三崎小学校体育館信号機下ガードパイプ
		1-3	三崎2丁目8番(2丁目337番地)	県道26号線道路敷(仲崎駐車場ブロック)
		1-4	三崎2丁目18番1号	しまや旅館前広場ネットフェンス
		1-5	三崎4丁目14番	三崎公園内交番前石柱
第2投票区	7	2-1	東岡町1番1号	三浦市シルバー人材センター裏手ガードパイプ
		2-2	東岡町7番	あわじや前三崎観光桟橋駐車場ネットフェンス
		2-3	城山町1番1号	三浦市役所本館前ガードパイプ
		2-4	天神町4番19号	三浦市勤労市民センター前車止め
		2-5	城山町5番(市役所用地城山町1-1)	三浦市役所第2分館裏ネットフェンス
		2-6	城山町4番38号	京急バス車庫付近ネットフェンス
		2-7	城山町16番11号	城山児童公園手前ネットフェンス
第3投票区	5	3-1	三崎5丁目12番5号	みうら漁協本所前植え込み
		3-2	海外町3番1号	田中畳店奥三叉路手前ガードフェンス
		3-3	海外町12番6号	海外浜公衆トイレ上ガードレール
		3-4	白石町21番	白石区歌舞島会館ガードパイプ
		3-5	白石町8番2号	長善寺裏ガードパイプ
第4投票区	7	4-1	尾上町17番	尾上中央公園擬木フェンス
		4-2	尾上町3番	屋志倉南公園脇ガードパイプ
		4-3	三崎町諸磯1488	諸磯陸橋手前ガードレール
		4-4	三崎町諸磯1918番地3	旧市営諸磯住宅内掲示板脇単管柵
		4-5	三崎町諸磯1181番地	グレース美容室前植え込み
		4-6	三崎町諸磯1836番地	諸磯漁協組合倉庫
		4-7	三崎町諸磯1436番地	渡邊酒店正面坂道(北東側)ガードレール
第5投票区	7	5-1	三崎町小網代1234番地	市営油壺駐車場手前(東側)ガードレール
		5-2	三崎町小網代163番地	三浦市上下水道部ネットフェンス
		5-3	三崎町小網代971番地	静観荘前ガードレール
		5-4	三崎町小網代1228番地	市営油壺駐車場ネットフェンス(出口側)
		5-5	三崎町小網代1286番地46	小網代会館前ネットフェンス
		5-6	三崎町小網代1331番地	チェリーホーム油壺前ガードレール
		5-7	三崎町小網代1530番地	市道591号小網代バス停(下り)北側道路沿いガードレール

投票区	設置数	図面表示番号	設置場所	
第6投票区	7	6-1	三崎町諸磯168番地1	名向小学校南側入口上ガードフェンス
		6-2	三崎町諸磯56番地	名向小学校正門前空地
		6-3	三崎町小網代298番地77	郷戸公園入口ガードパイプ
		6-4	三崎町小網代73番地35	大宝院公園入口ガードパイプ
		6-5	三崎町小網代21番地110	丸畑公園北側入口脇民家前石積
		6-6	三崎町小網代57番地4	三崎警察署前バス停（ガスト前）ガードパイプ
		6-7	三崎町諸磯327番地	セブンイレブン三浦三崎町店奥三叉路突当たり右側
第7投票区	7	7-1	三崎町六合275番2	三浦市農協三崎ガソリンスタンド前（南側）ガードフェンス
		7-2	原町11番31号	川島アパート前ブロック
		7-3	栄町7番	田中内科医院脇（北側）駐車場ガードパイプ
		7-4	栄町17番17号	三浦花園看板付近 擁壁
		7-5	岬陽町4番33号	三浦市立病院出口脇植込み
		7-6	岬陽町10番1号	岬陽小学校体育館入口左側石積・ネットフェンス
		7-7	宮川町3番4号	サンワ防災上ガードレール
第8投票区	7	8-1	諏訪町4番21号	滝口鍛冶屋店前狭塚川橋上ガードパイプ
		8-2	諏訪町9番8号	(有)三共自動車先（北条湾側）ガードレール
		8-3	向ヶ崎町1番5号	(株)美咲前ガードパイプ
		8-4	向ヶ崎町3番17号	丸文水産加工(株)前ガードレール
		8-5	向ヶ崎町8番	向ヶ崎児童公園前ガードパイプ
		8-6	晴海町7番14号	(有)ヤマヨ水産ブロック塀（晴海町バス停奥）
		8-7	晴海町16番3号	三崎石油(株)晴海油槽所西側塀
第9投票区	5	9-1	三崎町城ヶ島119番地	白秋碑前バス停先公衆便所前ガードパイプ
		9-2	三崎町城ヶ島46 6番地3 5先	旧城ヶ島分校海の資料館脇ガードフェンス
		9-3	三崎町城ヶ島440番地	第3分団詰所裏駐車場ブロック・化粧フェンス
		9-4	三崎町城ヶ島658番地	城ヶ島駐在所前ガードレール
		9-5	三崎町城ヶ島658-173	県営城ヶ島第3駐車場前植込み（濱田屋前）
第10投票区	7	10-1	南下浦町上宮田47 9番地	三浦幼稚園前ネットフェンス
		10-2	南下浦町上宮田516番地2	上宮田第1区会館ブロック
		10-3	南下浦町上宮田945番地	旭小学校グラウンド下ガードレール
		10-4	南下浦町上宮田1205番地2	芙蓉ハイツ脇芝原公園入口脇ガードフェンス
		10-5	南下浦町上宮田1226番地6	三浦海岸ハイツ18号棟前ガードフェンス
		10-6	南下浦町上宮田1303番地	石作公園入口ガードパイプ

投票区	設置数	図面表示番号	設置場所	
第10投票区	7	10-7	南下浦町上宮田1334番地12	三浦海岸ハイツ9号棟西側ネットフェンス
第11投票区	8	11-1	南下浦町上宮田1435番地	ザ・ダイソー三浦海岸店裏ガードレール
		11-2	南下浦町上宮田1528番地113	青木田公園(南東側)ガードフェンス
		11-3	南下浦町上宮田2946番地	県営上宮田団地6号棟脇(4号棟側)植込み
		11-4	南下浦町上宮田3007番地1	メガロン三浦海岸第2出入口前ネットフェンス
		11-5	南下浦町上宮田3040番地	上宮田小学校校門前ガードレール
		11-6	南下浦町上宮田3258番地4	南下浦コミュニティーセンター植込み
		11-7	南下浦町上宮田3356番地1	エネオス三浦海岸店SS脇ガードパイプ
		11-8	南下浦町上宮田1450番地4	三浦市観光インフォメーションセンター脇ガードレール
第12投票区	7	12-1	南下浦町菊名1272番地3	白山神社バス停西側一方通行路沿い空地
		12-2	南下浦町菊名22番地	菊名バス停先(三浦海岸駅側)植栽帯(海側)
		12-3	南下浦町菊名366番地	水利ガードフェンス
		12-4	南下浦町菊名168番地	菊名区民会館前ガードレール
		12-5	南下浦町菊名193番地	農協南下浦事業所前ブロック
		12-6	南下浦町菊名499番地	半次バス停脇ネットフェンス
		12-7	南下浦町菊名749番地8	神台バス停脇(鈴木水産前)植込み
第13投票区	7	13-1	南下浦町金田9番地	役場下バス停脇ガードパイプ
		13-2	南下浦町金田202番地	南下浦中学校下高抜バス停脇ガードレール
		13-3	南下浦町金田1018番地2	金田区民会館前ガードフェンス
		13-4	南下浦町金田288番地	走湯神社入口交差点先(走湯神社方面)個人宅フェンス
		13-5	南下浦町金田325番地	円福寺～金田運送間市道沿い民家前ガードレール
		13-6	南下浦町金田2020番地5	岩浦バス停脇植込み
		13-7	南下浦町金田2429番地	小浜バス停脇ガードフェンス
第14投票区	7	14-1	南下浦町松輪506番地	みうら漁協松輪支所駐車場前空地
		14-2	南下浦町松輪551番地	民宿一清丸前ガードパイプ
		14-3	南下浦町松輪1248番地	民家前ガードレール(菱沼酒店前)
		14-4	南下浦町松輪1185番地	松輪会館前植込み
		14-5	南下浦町松輪1560番地	農協松輪支店出荷所先(剣崎側)民家前ガードパイプ
		14-6	南下浦町松輪1659番地	三ッ木造船所前植込み
		14-7	南下浦町松輪1927番地	江奈バス停脇ガードレール
第15投票区	6	15-1	南下浦町毘沙門667番地	毘沙門バス停脇ガードレール
		15-2	南下浦町毘沙門1129番地	毘沙門天バス停脇民家入口植栽部

投票区	設置数	図面表示番号	設置場所	
第15投票区	6	15-3	南下浦町毘沙門1458番地	大原バス停脇民家植栽部
		15-4	南下浦町毘沙門1593番地	大乘バス停待合所脇ガードレール
		15-5	南下浦町毘沙門1936番地	大乘区民会館脇ネットフェンス
		15-6	南下浦町毘沙門1305番地3	みうら漁協毘沙門支所前ガードフェンス
第16投票区	6	16-1	初声町三戸238番地	三戸入口バス停脇ガードフェンス
		16-2	初声町三戸322番地	三戸神田農協出荷所先ガードレール
		16-3	初声町三戸1090番地	三戸消防団詰所脇火の見櫓木柱
		16-4	初声町三戸2568番地3	旧三戸北公衆トイレ跡地空地
		16-5	初声町三戸1292番地	旧三戸海岸バス停脇ガードフェンス
		16-6	初声町三戸2473番地	光照寺塀
第17投票区	7	17-1	初声町下宮田3251番地2	カインズホーム南側の奥 トラック駐車場脇
		17-2	初声町入江200番地	初声市民センター先一番川橋上ガードパイプ
		17-3	初声町入江242番地	神田黒崎区会館空地（農協本店側）
		17-4	初声町入江169番地	三浦市総合体育館入口脇若宮橋上ガードパイプ
		17-5	初声町下宮田1079番地189	杵形公園入口脇ガードパイプ
		17-6	初声町下宮田1079番地	丸山公園角三叉路ガードパイプ
		17-7	初声町下宮田2769番地	サニーライフ三浦向い 美容室ococh前ガードパイプ
第18投票区	5	18-1	初声町高円坊418番地先	実栄建設(株)資材置場前水源地脇ガードパイプ
		18-2	初声町高円坊148番地3先	三浦縦貫道高円坊入口付近ガードパイプ
		18-3	初声町高円坊1173番地	川名農園（いちご狩り）先民家前ガードレール
		18-4	初声町高円坊1010番地地先	Bread Farm（ブレッドファーム）前ガードパイプ
		18-5	初声町高円坊1830番地	高円坊バス停前（藤棚商店脇）ガードパイプ
第19投票区	7	19-1	初声町入江1番地	法事会館慈こう（入江ポンプ場）脇一番川橋上ガードレール
		19-2	初声町入江115番地	初声設備脇駐車場
		19-3	初声町和田905番地1	進藤みかん園先（南西側）市道沿いガードパイプ
		19-4	初声町和田1767番地30	旧糶屋長沢商店先（北側）民家前
		19-5	初声町和田2618番地	和田消防団詰所前ネットフェンス
		19-6	初声町和田2761番地	赤羽根バス停（横須賀方面）脇ネットフェンス
		19-7	初声町和田3013番地	東京電力(株)三浦変電所先ガードレール
第20投票区	7	20-1	南下浦町金田1630番地	松輪入口交差点先（松輪方面）ガードレール
		20-2	初声町下宮田5番地	市民交流拠点（引橋）駐車場フェンス
		20-3	三崎町小網代2236番地	引橋バス停脇セーフティフェンス

投票区	設置数	図面表示番号	設置場所	
第20投票区	7	20-4	初声町下宮田326番地2	飯森区民会館前ネットフェンス
		20-5	初声町下宮田599番地	かながわ信用金庫三崎口駅前出張所脇植込み
		20-6	初声町下宮田604番地	飯森調整池公園下（北側）植込み
		20-7	初声町下宮田1045番地	内込バス停（上り）付近国道沿い単管柵

（3）選挙公報調

大きさ及びページ数	タブロイド版 2頁
受領部数（印刷部数）	11,500 部
配布方法	新聞折込
新聞折込日	令和7年6月11日
新聞折込部数	9,500 部
折込新聞名	読売・朝日・毎日・神奈川・日経・産経・東京
補完場所数	47 箇所
補完部数	1,520 部
未購読世帯郵送部数	6 部
独身寮配布部数	0 部
選管事務室保管部数	474 部

7 公費負担制度の概要

(1) 趣旨と目的

お金のかからない選挙を実現すると共に、立候補の機会均等や候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段として、一定の範囲で選挙運動費用を公営で賄うもので、公職選挙法に基づき、国政選挙に準じて条例により制度化しております。

(2) 対象となる経費

ア 選挙運動用自動車

(ア) 一般運送契約（ハイヤー方式）……………選挙運動用として使用する自動車・燃料・運転手を一括で契約した代金

(イ) 一般運送契約以外の契約（個別契約）

①自動車の借入れ…………… 選挙運動用自動車として使用する自動車借入れ契約代金

②燃料の供給…………… 選挙運動用自動車に供給する燃料代金

③運転手の雇用…………… 選挙運動用自動車の運転手の雇用契約代金

イ ポスターの作成代金…………… 選挙運動用ポスターの作成契約代金

ウ 候補者用通常葉書…………… 選挙運動用通常葉書の発送枚数代金（8,000枚まで）

エ ビラの作成代金…………… 選挙運動用ビラの作成契約代金

※公費負担を受けるには、供託物没収点（注1）以上の得票を得ないと、受けることができません（上記ウを除く）。

（注1）供託物没収点 = 有効投票総数 × 10分の1

(3) 公費負担調

ア 公費負担額総括表

（単位：円）

契約内容 区分	選挙運動用自動車				選挙運動用ポスターの作成	選挙運動用ビラの作成	候補者用通常葉書の使用	合計
	一般運送契約 （ハイヤー方式）	一般運送契約以外の契約（個別契約）						
		自動車借入	燃料の供給	運転手雇用				
候補者一人当たりの公費負担限度額（円）	① 451,500	② 112,700	③ 53,900	④ 87,500	⑤ 387,236	⑥ 123,680	⑦ 680,000	1,896,516
公費負担総額（円）	0	107,800	—	87,500	590,810	227,680	569,840	1,583,630
該当する候補者の数（人）	0	1	—	1	2	2	(※)	—
候補者平均（円）	—	107,800	—	87,500	295,405	113,840	(※)	—

(※) 葉書を使用した候補者の数が不明なので、空欄にしてあります。

※ 公費負担限度額の内訳

- ① 64,500円 × 7日 = 451,500円
- ② 16,100円 × 7日 = 112,700円
- ③ 7,700円 × 7日 = 53,900円
- ④ 12,500円 × 7日 = 87,500円
- ⑤ 2,956円 × 131枚 = 387,236円
- ⑥ 7.73円 × 16,000枚 = 123,680円
- ⑦ 85円 × 8,000枚 = 680,000円

選挙運動用ポスター（⑤）の作成単価

$$\frac{316,250円 + 541円31銭 \times 131箇所}{131箇所} = 2,956円 \text{ (1円未満の端数は、1円とする。)}$$

(4) 候補者別選挙運動費用の公費負担額調

(単位：円)

区 分	選 挙 運 動 用 自 動 車				選挙運動用ポスターの作成	選挙運動用ビラの作成	候補者用通常葉書の使用(※)	合 計
	契約内容	一般運送契約(ハイヤー方式)	一般運送契約以外の契約(個別契約)					
			自動車借入	燃料の供給				
吉田 ひでお	—	—	—	87,500	259,380	104,000		450,880
出口 嘉一	—	107,800	—	—	331,430	123,680		562,910
秋葉 俊二	※供託物没収点に達しなかったため、公費負担額はありません。							
合 計	—	107,800	—	87,500	590,810	227,680		1,013,790

8 供託金及び選挙運動費用等調

(1) 供託金及び選挙運動費用の最高制限等調

供託金(円)	供託物没収点(票)	法定得票数(票)	選挙運動費用の最高制限額(円)
1,000,000	1,511.20	3,778.00	5,960,100

(2) 選挙運動費用調

(単位：円)

届出番号	候補者氏名	党派	出納責任者氏名	収入額	支出額	支出のうち公費負担相当額
1	吉田 ひでお	無所属	松井 茂	3,816,000	1,296,099	450,880
2	出口 嘉一	無所属	出口 有加	2,485,000	1,734,542	562,910
3	秋葉 俊二	無所属	秋葉 俊二	1,020,000	659,480	—

9 選挙の管理及び執行関係者調

(1) 選挙長及び開票事務従事者に関する調

選挙長				開票事務従事者			
選挙長	職務代理者	臨時職務代理者	合計	市選挙管理委員会書記	市の職員	その他	合計
1	0	0	1	4	33	0	37

(2) 投票管理者及び投票事務従事者に関する調

区分	投票管理者				投票事務従事者			
	投票管理者	職務代理者	臨時職務代理者	合計	市選挙管理委員会書記	市の職員	その他	合計
当日	20	0	0	20	0	50	54	104
期日前	24	0	0	24	0	38	84	122

(3) 立会人に関する調

投票立会人		期日前投票立会人		選挙立会人	
投票所数	立会人数	投票所数	立会人数	開票所数	立会人数
20	40	4	48	1	3

10 市長選挙執行状況に関する調

回数	執行年月日		選挙当日の有権者数			投票者数			投票率 (%)	有効投票数	無効投票数	無効投票率 (%)	候補者数
			男	女	計	男	女	計					
1	昭和30年2月11日		9,970	10,583	20,553	7,867	8,391	16,258	79.10	16,178	80	0.49	3
2	34年2月1日		10,633	11,179	21,812	8,267	9,569	17,836	81.77	17,773	63	0.35	2
3	38年2月5日		11,973	12,716	24,689	8,755	10,614	19,369	78.45	19,289	80	0.41	3
4	42年2月5日		12,847	13,729	26,576	8,296	10,213	18,509	69.65	18,407	102	0.55	3
5	44年6月29日		13,509	14,405	27,914	9,732	11,928	21,660	77.60	21,435	225	1.04	3
6	48年6月24日		15,078	15,765	30,843	10,968	13,316	24,284	78.73	24,058	226	0.93	3
7	52年6月19日		15,795	16,447	32,242	12,058	14,167	26,225	81.34	25,986	239	0.91	2
8	56年6月21日		16,570	17,206	33,776	11,410	13,367	24,777	73.36	24,589	188	0.76	2
9	60年6月23日		17,580	18,099	35,679	11,461	13,492	24,953	69.94	24,526	427	1.71	2
10	平成元年6月11日		18,667	19,250	37,917	無投票						1	
11	5年6月20日	長	20,048	20,659	40,707	無投票						1	
		議補	20,048	20,659	40,707	6,775	7,744	14,519	35.67	14,265	252	1.74	2
12	9年6月22日		20,843	21,496	42,339	11,867	13,522	25,389	59.97	25,167	222	0.87	3
13	13年6月17日		20,802	21,520	42,322	11,389	12,761	24,150	57.06	23,894	256	1.06	2
14	17年6月19日		20,473	21,301	41,774	11,103	12,270	23,373	55.95	23,093	280	1.20	2
15	21年6月21日	長	20,528	21,586	42,114	無投票						1	
		議補	20,528	21,586	42,114	無投票						1	
16	25年6月16日	長	19,412	20,619	40,031	無投票						1	
		議補	19,412	20,619	40,031	4,311	4,704	9,015	22.52	8,649	366	4.06	2
17	29年6月18日		18,823	20,142	38,965	7,318	7,839	15,157	38.90	14,833	324	2.14	2
18	令和3年6月20日	長	17,818	19,185	37,003	無投票						1	
		議補	17,818	19,185	37,003	無投票						1	
19	7年6月15日		16,725	18,133	34,858	7,243	8,094	15,337	44.00	15,112	225	1.47	3

【このページは空白です】

参 考 資 料

- 1 選挙啓発チラシ
- 2 選挙公報
- 3 市広報紙（4，5，6月号）

1 啓発チラシ

【表】

※ ここに有権者の住所、氏名が
印字されます。

お問合せ先
三浦市選挙管理委員会事務局
〒238-0243
三浦市三崎5丁目 245 番地7
三崎水産物地方卸売市場3階
電話 046-882-1111(内線 77436, 77438)

三浦市長選挙のお知らせ

投票日 令和7年6月15日(日)

投票時間 午前7時から午後8時まで

この選挙に投票できる方

- ・平成19年(2007年)6月16日までに生まれた方。
- ・令和7年3月7日までに住民登録をされ、引き続き三浦市に住民登録されている方。

投票所

- ・投票所の場所について、投票所入場整理券の表面に投票所案内図を記載しています。

投票方法

- ・投票所で名簿照合後に、投票用紙をお渡しします。
- ・候補者1人の氏名を記入して投票します。
- ・字の書けない方や目の不自由な方は、投票所の係員が代理で書くことによる代理投票や、点字による投票ができます。
- ・ご自身で鉛筆やシャープペンシルをご持参いただき、投票用紙に記入することができます。
(インクで文字がにじむようなものは使用できません。)

裏面もご覧ください

【裏】

その他

- ・この投票所入場整理券は令和7年5月19日現在の住民基本台帳を基に作成されています。そのため、作成後に死亡された方に郵送されることがあります。
- ・選挙公報は、新聞折り込みでお届けします。新聞を未購読の方は選挙管理委員会へお申し出ください。ホームページにも準備が出来次第、掲載します。
<https://www.city.miura.kanagawa.jp/shiseijoho/senkyo/index.html>
なお、新聞折り込み以外に市役所や市内公共施設、福祉施設、農協、漁協、鉄道駅などにも配布補完場所を用意しています。

期日前投票

投票日当日に仕事や旅行等で投票ができない方は、投票日前でも投票することができます。期日前投票宣誓書に必要事項をご記入の上、期日前投票所へお持ちください。

期日前投票ができる場所、期間

場 所	期 間	時 間
市役所第2分館 1階 市民交流スペース	6月9日(月)～6月14日(土)	午前8時30分 ～午後8時
南下浦コミュニティセンター 2階多目的室2(チエルSeaみうら)		
初声市民センター 1階ホール		
三浦市民交流センター(ニナイテ) ペイシア三浦店2階		午前9時30分 ～午後8時

※各投票所で投票できる時間が異なりますので、ご注意ください。

郵便等投票

下表のいずれかの等級などに該当し、自書できる方が対象の制度です。

交付手帳など	障害等の区分	等級など
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能の障害	1級または2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	1級または3級
	免疫・肝臓の障害	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障害	特別項症から第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症から第3項症
介護保険被保険者証	介護保険法上の要介護状態の区分	要介護5

※自書できない方は、上記の等級などのいずれかに該当し、さらに上肢が視覚の障害の程度が1級の場合、代理記載ができます。

※この制度を利用する場合は、郵便等投票証明書の交付申請と、投票用紙等の請求を令和7年6月11日(水)午後5時までに(必着)手続きする必要があります。お手続きの詳細については、お早めに選挙管理委員会にお問い合わせください。

三浦市長選挙

令和7年6月15日
執行

選挙公報

三浦市選挙管理委員会

三浦市長選挙に立候補するきっかけは、日本政府が目標として掲げる『地方創生2.0』に対し、少しでも貢献したいと思った事に端を発します。

昨年10月に三浦市全域を視察した際に、公務員をはじめ飲食店や魚農就業関係者や運送に携わる方々、介護に携わる方々など、ほとんど全ての方がこの町の将来を不安視している現状を確認いたしました。

これまで三浦市政に対し、死力を尽くしてくださった全ての関係者に深く感謝の意を表し、それを労い、そしてこれからは民間の力も使い、今まで埋もれていた公務員の潜在能力を最大限に引き出し支える仕事” をして参ります。

都心から企業を誘致し(現在、港区麻布台商店街の全国親善大使を務めております)地元雇用の確保を一番の優先課題とします。

またSNSを利用し、三浦市の特産品である”マグロや大根・キャベツなど”を広く宣伝し、三浦市自体を全国民に対し認知していただくことに全力を尽くします。

これらを個人版ふるさと納税や、企業版ふるさと納税の返礼品である事を、今一度最大限に宣伝し、税収の増加に繋げ財政の安定化を図ります。

今まで財源が不足して諦めていた事業にこの財源を当てて、市民の満足度を高めます。4年後に振り返った時に、”人が賑わい笑顔あふれる市”にすることを目標とします。



無所属
秋葉 俊二
56歳



出口 嘉一
43歳

Profile
TCE 出口 嘉一 43歳
1982年3月 三浦市三浦町新橋生まれ
横浜国立大学経済学部卒業
株式会社 新橋建設 新橋建設
妻と子ども3人の5人家族

詳しい活動内容は
こちらから
ご確認ください

出口 嘉一は本気で三浦の未来を作ります。

多選(6期24年)を阻止 新しい市政へ
古い政治、一掃宣言!
市長以下、職員の間接選挙者との
会食、直轄市の根拠を廃止します。
市民に開かれた市役所をつくります。
多選(6期)を阻止します。
クリンナップ市政を表明します。
二町谷、旧三浦中学校跡地、
新海業プロブレムなど不透明な
事業の状況を公開します。

- 1 教育と子育ての先進自治体 三浦に
▶ 新橋建設のセブティ校を新たに設立
▶ 小中学校の閉校計画を白紙にし、学校教育とワジョンの連携を進めよう
▶ 子育て支援の充実を推進
▶ 子育て支援の充実を推進
- 2 徹底した情報公開と住民自治のまち
▶ 市の事業に市民の意見をとり入れるための仕組みを構築
▶ 市民一人ひとりの参加型市政を実現するためのプラットフォームで徹底
- 3 高齢者にやさしいまち
▶ 高齢者の生活支援を推進するプラットフォームを構築
▶ 高齢者の生活支援を推進するプラットフォームを構築
- 4 農業で稼ぎ、挑戦できるまち
▶ 新規就農支援の強化
▶ 都市部には三浦市営の産直市場を構築
- 5 再び、水産業で賑わうまち
▶ 中長期的な視点で漁業の再生への取り組みを強化
- 6 ユニークな観光を創造するまち
▶ 三浦、真下浦、初瀬の各地区で特色ある観光施設を設立
- 7 災害への備えを怠らないまち
▶ 巨額にのりこめ備蓄(食料)を確保
▶ 避難時のトイレ対策、防災アプリ化対策を強化

投票日 6月15日
[投票時間] 午前7時から午後8時まで

この選挙公報は、候補者から提出された原稿を、そのまま印刷したものです。

令和7年6月15日
執行

三浦市長選挙

選挙公報

三浦市選挙管理委員会

三浦市は人の食よれ気分よし

- 行政改革(3セク償発行など)
- ふるさと納税活性化
- 二町谷理立地売却・企業誘致実現
- 三浦市立病院の黒字化
- 日本券マグロ専用の低酒市場建設
既存市場も含めた高度衛生管理化
- 消防・ゴミの広域化
- 三浦縦貫道路二期区間(高円坊まで開通)
- 城ヶ島大橋の無料化
- 民活による三崎高校の跡地利用
- 特別養護老人ホーム増設(220床)
- 給付型奨学金制度創設
- 高校生までの医療費の無償化

吉田ひでお三浦市長
評価の高い活動実績!!



よしだ
吉田ひでお

- ① 子育て支援と教育
- ② 市民交流拠点整備事業
- ③ 新海業プロジェクト
- ④ 観光政策
- ⑤ 高齢者の権利擁護
- ⑥ 防災対策

将来を見据えた政策と投資

投票日
6月15日

〔投票時間〕午前7時から午後8時まで

3 市広報紙

【4月号】

三浦市民 2025年4月号

6月に三浦市長選挙が行われます

選挙名	投票日	投票時間
三浦市長選挙	6月15日(日)	7時～20時
期日前投票期間 6月9日(月)～6月14日(土)		

<立候補予定者向け事前説明会について>

立候補予定者向けの事前説明会を、次のとおり開催します。出席希望者は、受付締切日までに立候補予定者の氏名と連絡先を選挙管理委員会事務局までご連絡ください。

説明会の名称	開催日時	開催場所	受付締切日
三浦市長選挙 立候補予定者向け 事前説明会	5月8日(木) 10時～12時	三浦市三崎水産物 地方卸売市場 7階大会議室	5月1日(木)

※会場の都合上、出席者は立候補予定者1人につき2人までとさせていただきます。

<不在者投票制度について>

出張、入院などで投票所への来場が困難な場合、投票できる制度です。

●出張、レジャーなどで市外に滞在中の方

三浦市選挙管理委員会に投票用紙を請求し、滞在地の選挙管理委員会で投票することができます。

1 三浦市選挙管理委員会に、投票用紙の請求を行ってください。

2 三浦市選挙管理委員会から、滞在地の請求者あてに、投票用紙を郵送します。

3 投票用紙が届いたら、滞在地の選挙管理委員会に出向き投票を行ってください。

4 滞在地の選挙管理委員会より、三浦市選挙管理委員会宛てに投票用紙が送付されます。

●病院、老人ホームなどに入院、入所されている方
都道府県の選挙管理委員会が指定した病院、老人ホームなどの施設に入院、入所されている方は、その施設で投票することができます。お手続きについては、各施設にご確認ください。

●重度の身体障害のある方、戦傷病者または要介護度5の認定を受けた方

下表のいずれかの要件に該当し、自書できる方は、三浦市選挙管理委員会に郵便等投票証明書の申請をし、証明書の交付を受けることにより、お住まいの場所から郵便で投票することができます。

区分	障害などの程度	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	1級または2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級または3級
	免疫、肝臓の障害	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	特別項症から第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	特別項症から第3項症
介護保険被保険者証	介護保険法上の要介護者	要介護5

問合せ 選挙管理委員会事務局 (☎内線77436、77438)

【5月号】

6月に三浦市長選挙が行われます

選挙名	投票日	投票時間
三浦市長選挙	6月15日(日)	7時～20時

＜期日前投票所について＞ 投票日当日に仕事や旅行などで投票ができない方は、投票日前でも投票することができます。期日前投票所は、以下の4カ所です。

施設名	期間	時間
三浦市役所第2分館1階 市民交流スペース	6月9日(月)～ 6月14日(土)	各日 8時30分 ～20時
南下浦コミュニティセンター (チェルSeaみうら内) 2階多目的室2		
初声市民センター1階ホール		
市民交流センターニナイテ		各日 9時30分 ～20時

※ 期日前投票所は、投票区に関係なく、どの投票所でも投票ができます。

＜不在者投票制度について＞ 出張、入院などで投票所への来場が困難な場合、投票できる制度です。

- 出張、レジャーなどで市外に滞在中の方
三浦市選挙管理委員会に投票用紙を請求し、滞在地の選挙管理委員会で投票することができます。
- 1 三浦市選挙管理委員会に、投票用紙の請求をおこなってください。
- 2 三浦市選挙管理委員会から、滞在地の請求者あてに投票用紙を郵送します。

3 投票用紙が届いたら、滞在地の選挙管理委員会に出向き投票をおこなってください。

4 滞在地の選挙管理委員会より、三浦市選挙管理委員会宛てに投票用紙が送付されます。

● 病院、老人ホームなどに入院、入所されている方
都道府県の選挙管理委員会が指定した病院、老人ホームなどの施設に入院、入所されている方は、その施設で投票することができます。お手続きについては、各施設にご確認ください。

● 重度の身体障害のある方、戦傷病者または要介護度5の認定を受けた方

下表のいずれかの要件に該当し、自書できる方は、三浦市選挙管理委員会に郵便等投票証明書の申請をし、証明書の交付を受けることにより、お住まいの場所から郵便で投票することができます。

区分	障害などの程度	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	1級または2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級または3級
	免疫、肝臓の障害	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	特別項症から第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	特別項症から第3項症
介護保険被保険者証	介護保険法上の要介護者	要介護5

問合せ 選挙管理委員会事務局 (☎内線77436、77438)

【6月号】

6月に三浦市長選挙が行われます

選挙名	投票日	投票時間
三浦市長選挙	6月15日(日)	7時～20時

＜期日前投票所＞

施設名	期間	時間
三浦市役所第2分館 1階市民交流スペース	6月9日(月)～ 6月14日(土)	各日 8時30分～20時
南下浦コミュニティセンター (チェルSeaみうら内)2階多目的室2		
初声市民センター1階ホール		
市民交流センター ニナイテ		各日 9時30分～20時

● 今年7月に、第27回参議院議員通常選挙が行われる予定です。選挙期日が決まりましたら市のホームページなどで周知いたしますので、忘れずに投票に行きましょう。

問合せ 選挙管理委員会事務局 (☎内線77436・77438)

【このページは空白です】

令和7年6月15日執行 三浦市長選挙

発行月 令和7年9月

編集・発行 三浦市選挙管理委員会

住所 〒238-0243

三浦市三崎5丁目245番地7

三崎水産物地方卸売市場3階

電話 046-882-1111（代表）

F A X 046-881-5286